



平成25年5月31日

NIKOKU

PRESS RELEASE

本紙投げ込みを以て解禁

記者発表資料
新潟県政記者クラブ
新潟日报社(津川支局)

過積載から道路を守るため『違法トラックの合同取締り』を 新潟県内では今年度初めて実施しました

平成25年5月28日(火) 14時~16時に
国道49号津川除雪ステーションにおいて、過積
載・特殊車両の現地取締りを津川警察署とともに
実施しました。取締の結果は以下のとおりです。
今回は違反率が1.1%でした。今後も引き続き現
地取締りを行うことで、道路構造物の保全、重大
事故の防止に努めます。



本年3月1日より改正された特殊車両に対する指導取締
要領についてのチラシを配布し、改正内容の周知に努め
ました。
*別紙

【今回の合同取締りの結果】

取締り実施台数：54台、うち、違反指導を行った車両：6台

《違反指導の内訳》

道路法取締り

- ・特殊車両通行許可証の不携帯 1台
- ・特殊車両通行許可証の経路違反 1台
- ・特殊車両通行許可証の連結車違反 1台
- ・特殊車両通行許可証の総重量違反 1台
- ・特殊車両通行許可証の通行条件違反 2台

道路交通法取締り

- ・過積載違反 0台

お問い合わせ先

国土交通省 北陸地方整備局 新潟国道事務所

管理第一課長 土田 利明 (内線431)

電話 025-244-2159(代表) FAX 025-246-7767

新潟県警察 津川警察署

交通課長 佐藤 信夫

電話 0254-92-0110 FAX 0254-92-5910

新潟国道事務所

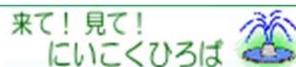
〒950-0912 新潟市中央区南笹口2-1-65

<http://www.hrr.mlit.go.jp/niikoku/>



かわら版「にいこくひろば」ははじめました！

ホームページトップのパナーから



国土交通省北陸地方整備局

違反者の名称や違反内容の公表を開始します

平成25年3月より、「車両制限令」第3条に定める『寸法・重量』を超える車両を、「特殊車両通行許可」を受けずに、または許可の内容に違反して走行させることを繰り返し行った場合、是正指導を行い、それにも関わらず違反が確認された場合には、その**違反者の名称や違反内容等を公表**します。

重量制限超過は、みんなの財産である道路に負担をかけています

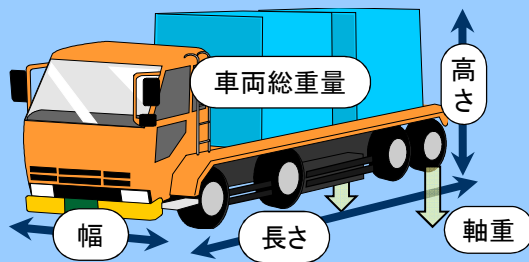
軸重が制限(10t)の2割超過(12t)

橋への負担は制限(10t)以下の車両で**9台分以上!!!**

損傷(鋼材破断)の事例→(国道23号 木曾川大橋)

下表の限度を「一つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です

	道路の構造による限度 (車両制限令等)
長さ	走行(連結・積載)状態で 12m ※トレーラ等連結車はほとんどがこれを超えます。
幅	積載状態で 2.5m
高さ	積載状態で 3.8m (一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で 20t (一部道路では車両の構造に応じて最大25t)
軸重	積載状態で最大 10t



【注意】

- ・車両の大きさや重さに関する制限はこのほかにも「道路運送車両法」、「道路交通法」でも定めがあります。
- ・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、左表の限度を「一つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。

「特殊車両通行許可」の申請と許可について

- ・車両を通行させようとする者(運送事業者、荷主等)が申請しなければなりません。
- ・道路管理者(国、都道府県、市町村等)は、申請された車両が安全に通行できるか否かを、道路の構造と照らし合わせて確認を行います。
- ・複数の道路管理者が管理する道路にまたがる申請経路の場合、申請を受け付けた道路管理者(例えば国道事務所)で一括して手続き(他の道路管理者との協議を含む。)を行っています。
- ・道路管理者が異なる複数の道路に係る許可の申請をする場合、「協議」に要する実費として手数料が必要です。
(※行政書士に代理申請を依頼する場合には、別途行政書士に支払う報酬が必要となります。)

➤インターネット経由の申請も可能です。詳細は下記のURLをご参照ください。

<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

【ご注意下さい】許可された経路及び許可に附された条件による走行が必要です。

→許可は、車両や経路を限定して一定の条件のもと走行を可能とするものです。許可にあたっては、橋等への負荷を軽減させるために、あるいは交差点折進時における対向車両の安全等を確保するために前後に誘導車を配置する措置や、交通量の少ない夜間に通行する措置等を条件として附す場合があります。

これらを守らずに通行した場合、罰則の適用を受けることがあります。(道路法第102条第1号)